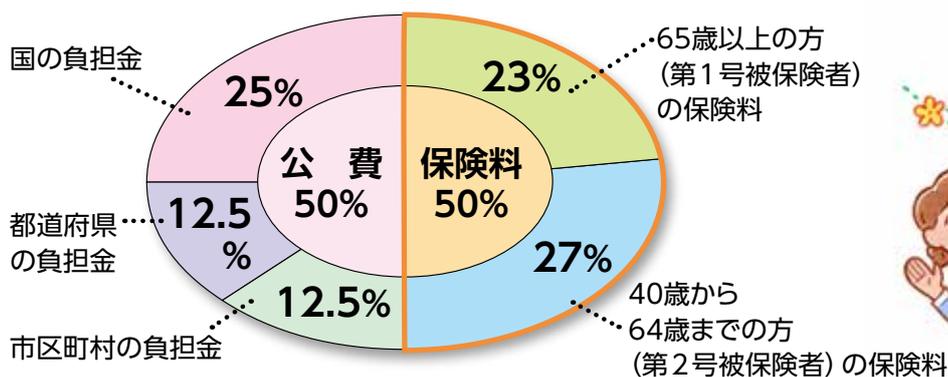


# 介護保険料について

## 介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、65歳以上の方及び40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市区町村の負担金からなっています。介護保険料はきちんと納めましょう。



## 介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。申請により後から保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。※支払方法の変更が介護保険被保険者証に記載されます。

1年6か月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

## 納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、野田市の担当窓口(高齢者支援課・収税課)に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

## 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険（国民健康保険や健康保険など）の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

### ● 国民健康保険に加入している方の場合

**決め方** 市区町村の国民健康保険税（料）の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。

※介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。

※詳しい内容は国保年金課にご確認ください。

**納め方** 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。



### ● 職場の医療保険に加入している方の場合

**決め方** 医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決まります。

※原則として事業主が半分を負担し、半分を被保険者本人が負担します。

**納め方** 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収（天引き）されます。



## 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

市区町村の介護保険の運営にかかる費用の総額（利用者負担分を除く）のうち、第1号被保険者が負担する割合（介護保険給付費総額の23%）に応じて基準額が決まります。



**決め方** 基準額をもとに算出します。所得の低い方に負担がかかり過ぎないように、所得に応じて保険料が決まります。保険料は3年ごとに見直されます。

野田市で必要な  
介護保険サービスの  
総費用

×

65歳以上の方の  
負担分 23%

÷

65歳以上の方の  
人数

=

基準額（年額）  
65,900円

### 介護保険の適用除外

40歳になり、介護保険の被保険者になると医療保険者（国保や健康保険組合など）によって資格が確認されるので、届出をする必要はありません。ただし、下記の適用除外の条件に該当した場合や、該当しなくなった場合は届出が必要になります。

- 国内に住所をもたない方
- 在留資格または在留見込期間が3か月以下の外国人
- 障がい者支援施設など適用除外施設の入所者

# 介護保険料の決まり方・納め方

介護保険料は、「基準額」をもとに、所得状況に応じて、20段階に分かれます。

## ● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・老齢福祉年金 <sup>*1</sup> の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護を受給している方 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額 <sup>*2</sup> 」との合計が80万円以下の方	基準額×0.285	18,800円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.35	23,100円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が120万円を超える方	基準額×0.65	42,800円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が80万円以下の方	基準額×0.90	59,300円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が80万円を超える方	基準額×1.00	65,900円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>*2</sup> が120万円未満の方	基準額×1.20	79,100円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	85,600円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	98,800円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	112,000円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	125,200円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	138,300円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	151,500円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額×2.40	158,100円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.50	164,700円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.60	171,300円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の方	基準額×2.70	177,900円
第17段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.80	184,500円
第18段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上1,750万円未満の方	基準額×2.90	191,100円
第19段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,750万円以上2,000万円未満の方	基準額×3.00	197,600円
第20段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額×3.10	204,200円

<sup>\*1</sup> 老齢福祉年金 …… 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

<sup>\*2</sup> 合計所得金額 …… 収入から必要経費に相当する金額を控除した額で、保険料段階の基準となるものです。土地建物等の分離譲渡所得がある方は、特別控除額を差し引いた後の額です。

第1段階から第5段階までの方の「その他の合計所得金額」とは、公的年金に係る雑所得を除いた額です。また、「その他の合計所得金額」に給与所得が含まれる場合は、10万円を控除した後の額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は0円)。

## 納め方

原則として、保険料は年金から納めます(特別徴収)。年金の額により、納め方は2種類に分かれます。ちなみに、第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日のある月)の分からとなります。

### 特別徴収となります

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金なども含めて特別徴収の対象となります。



#### 徴収額の決め方

各個人の保険料は、前年の所得にもとづいて決定します。そのため、市民税の課税状況が確定するまで(4月、6月、8月)は、前年の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を納めていただきます(仮徴収)。そして、年間の保険料額が確定したら、既に仮徴収された保険料を差し引いた残りの額を、10月、12月、2月の3回に分けて納めていただきます(本徴収)。

[特別徴収のスケジュール]

仮徴収	本徴収
4月、6月、8月	10月、12月、2月
前年度の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を徴収	年間保険料から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて徴収

#### ※こんなときは、一時的に納付書(普通徴収)で納めます

年金の金額が18万円以上の人でも、下記のような場合は納付書で保険料を納めます(普通徴収)。詳しくは野田市高齢者支援課までお問い合わせください。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で保険料額が変更になった
- 年金の支給が差し止めになった など

年金が年額18万円以上の人

介護保険料について

### 普通徴収となります

送付される納付書にもとづき、納期限までに野田市税等取扱金融機関の本店・支店及びゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で介護保険料を納めます。

#### 保険料の納付は口座振替が便利です

“つい”“うっかり”保険料を納め忘れてしまわないために、簡単で便利な口座振替をおすすめします。

手続き方法

介護保険料の納付書、預(貯)金通帳、印かん(通帳の届出印)を持って、取扱金融機関へ直接お申し込みください。

- 口座振替の開始は、お申し込みから、概ね2か月後の納期が目安となります。
- 決められた納期期日に引き落としとなりますので、口座の残高をご確認ください。



年金が年額18万円未満の人